

舶主王直功罪考（前編）

——『海寇議』とその周辺——

山 崎 岳

はじめに

- 一 都督萬表と『海寇議』
- 二 巡撫朱統の冤枉
- 三 海道副使丁湛の失策

- 四 寧波の賊と黃巖の寇
 - 五 英雄俞大猷の活躍
- 小 結

はじめに

王直は中國史上で最も有名な海賊の一人である。海賊という言い方に語弊があるなら、海商と言ってもよい。なにしろ、東シナ海を股にかけた海の頭領として、明朝の國家權力と互角に渡りあいながら一時代を生きた人物である。その活動は、一つの呼び名でもって括るには餘りある幅がある。王直についてはこれまでも啓蒙書や地方刊行物も含めて相當の著述が世に出されており、議論すべきことなど残されていないように思われるだろう。^①しかし一方で、彼がそもそも海賊なのか海商なのかという性格付けの問題は、中國ではいまだに世論をまっぴらつに分かつ論争の種ともなっているのである。^②

ある意味當然のことだが、一六世紀の中國と日本とを結ぶ密貿易に携わっていたような人物について、商人か海賊かというような二者擇一は成立しがたい。王直は兩者の屬性を兼ね備えた亂世の奸雄とも言うべき人物であり、現在の價值觀でこれを善か惡のどちらかに分類することにあまり意味はないだろう。しかし、後世の我々には判斷の對象外にあるとしても、同時代の人々にとって、一人物の善惡は十分に深刻な問題である。古來中國では、善を勧め、惡を懲らすことは、王朝權力の根本的な使命と考えられてきた。そして王直は、明朝の出海の禁令を破って海外諸國を往來し、日本人を従えて中國沿岸を荒らし回った海賊の親玉として處刑された。社會正義の正當な擔い手を自任する王朝國家が法の名の下に一人の人間の命を絶つには、少なくとも表向きには何らかの倫理的判斷が介在しないわけにはいかないであろう。明朝當局の論理に従うなら、彼はまさに處刑するに値する惡人として處刑されたのである。その判斷が正しかったか間違っていたかは、また別の問題である。過去の人物の善惡を審判することは、必ずしも今日の歴史學に與えられた課題ではない。しかし、その人物が、特定の時代のいかなる狀況下で善なり惡なりの審判を下されたのかを明らかにすることは、依然歴史學以外のなすところではないのである。

「倭寇」と王直の事蹟を語る上で、寧波出身の武官萬表による『海寇議』は、不可缺の材料である。多くの學術論文がこの小篇に依據して王直臺頭の過程を述べてきた。『海寇議』は同時代の政府系人士による證言であり、玉石混淆の「倭寇」關係史料の中では比較的信頼するに足るものである。しかし、この小篇の史料性格について十分な認識が共有されないまま、その記事内容ばかりが史實として流通する狀況は改められねばならない。本稿は、萬表による『海寇議』執筆の背景を踏まえつつ、これをもう一度読み解くことで、王直という人物に對する同時代の評價の揺れを追うことを試みる。『海寇議』は、文人才子が徒然なるままに巷間の見聞をつづった隨筆の類ではない。南京都督府の一武官が、王直討つべしとの大義名分を掲げて諸官の奮起を促すという、明確な意圖をもって著された政治論文である。しかし一方で、萬表が自

説をあえて喧傳せねばならなかったのは、この一文が著された當時、それとは相反する見解が世上に根強い支持を得ていたからでもある。ともあれ、我々はもう一度、一六世紀、嘉靖年間の寧波に立ち返って、このあたりの事情を探ってみねばならない。

一 都督萬表と『海寇議』

寧波は古來、南中國と朝鮮半島や日本列島の諸地域とを結ぶ海上の道に開かれた玄關口であった。唐や新羅の昔から、東シナ海を行き交う商人・佛僧・學生らを乗せた公私の船團が甬江と餘姚江の合流點に開けたこの街に入港し、人々はこれをさらなる目的地へと旅立つ前の假の宿りとした。宋代にはここに市舶司が置かれ、民間商船の盛んな往來によって浙江隨一の國際貿易港として成長し、元代の慶元にもその繁榮は發展的に受け繼がれた。造船や航海に關わる技術的な進歩に伴い、古くから發達してきた内陸の交通路をしのぐ勢いで海上の道を結ぶ港灣都市が發展を遂げていった。

しかし、明の建國後、嘉靖初年に至るまでの一五〇年餘りの間、年數を限って朝貢に訪れる日本國使を除いて、寧波はほとんど鎖國状態にあったといつてよいだろう。海外諸國との私的な通交を許さない明朝の海禁政策は、かつて國際的な商業都市として國外にも名を知られた明州の地を、沿海の一地方都市へと圍い込んでしまったのである。この間、鄭和の遠征などに伴う一時的な活況を除いて、中國と海外諸國との往來は全般的に停滯した。もとより明代の前半期は、中國國內の商品經濟も宋元期に比べて著しく衰退した。しかし、この時代は同時に、明末の亂世からはしばしば太平の理想社會として回顧された時代でもある。その懷舊の當否はさておいても、「倭寇」や方國珍の殘黨と呼ばれる人々が平定されて以後、寧波周邊の海域において政權を揺るがすような規模の動亂がほとんど起こっていないのは事實である。⁽³⁾ 理想的な社會

體制にまず求められるのが平和と安全だとするならば、その最低限必要な條件は満たされていたといつてよいのだろう。

『海寇議』本文は次のような書き出しで始まっている。

寧波では、もともと海上に寇亂はなかった。毎年漁船が近海で魚を捕り柴を刈るだけで、あえて海を越えて番夷と通じようとする者は一人もいなかった。後に一・二の家が廣東・福建地方で商賣を始めた。陸を行つては船で歸り、密かに關外に停泊し、關吏を買収して晝夜小舟で荷を運んだ。あるいは郷宦の威名をかたるものもあったが、祖宗の法はまだ廢れてはいなかった。ここ二十年あまりの間にはじめて（通番者が）現れるようになった。近年海禁が次第に弛み、これらの貪欲な連中が番船を誘い込んで續々と往來し、海上の寇盜がようやく續々と現れたのである。

後述するが、この一文は嘉靖三二年（一五五二）の作と考えられる。ここ二〇年あまりとは嘉靖改元以降を指すのであろう。それ以前のことは、撰者・萬表にとっても追憶のあなたにあったが、平和で牧歌的な海の記憶は彼の同時代人たちが廣く共有していたものだったのかも知れない。萬表は別の書簡で、通番と海寇の端緒を正徳の末年に求めているが、『籌海圖編』や『日本一鑑』など當時の著作物は、一般に「倭寇」の起源を嘉靖初年の寧波事件と雙嶼の開港に求めている。^④ いずれにしろ、正徳・嘉靖兩朝を生きた士大夫たちにとって、彼らをとりまく世相は大きな變化の渦中にあった。

上文に見える海上商業の發展はその顯著な一例である。寧波府城から海へ出るには、河口部の定海縣に設けられた關所を通らねばならない。^⑤ 出海の禁令厳しき折には、漁船以外の船がここを通過するのにも相當な苦勞を要したことであろう。だが、萬表がこれを著した嘉靖中葉には、海上における商船の往來はすでに日常の風物であった。^⑥ もちろんその大半は沿岸の港市と江浙や廣州などの大都市圏とを結ぶものであったろう。ポルトガルの宣教師がこのころの廣東についての叙述の中で、中國の商船はほとんど外國に出て行くことはない^⑦と記すのは、國內における商業經濟の規模が海外貿易を相對的に壓倒していたことによる。しかし同時に、下海通番と呼ばれる海外渡航が秘密裏に着々と發展の道をたどっていたこと

もまた確かである。⁽⁹⁾ 萬表の論理においては、あたかも外夷の存在自體が中國にとって潜在的脅威でもあるかのように、通番と海寇がほとんど必然的な因果關係で結ばれている。これは現在の我々にとっては誤った觀念にとられても仕方ないが、時に死をもって禁ぜられた密航にあえて踏み出そうとする人々に今日で言う貿易商のイメージを重ねる方がおかしいのかも知れない。これは朝貢制度以外に國家間の通商に何らかの秩序を保證する枠組みが存在しなかった時代のことである。海寇と海商とは紙一重の存在であった。

『海寇議』の撰者・萬表は字を民望といい、鹿園居士という號でも知られる。⁽¹⁰⁾ 一族は代々寧波衛指揮僉事の職を世襲する衛官の家系であった。彼は數え年一七歳の時に父親を亡くし、翌年には武舉に及第して官途に就いている。やがて漕運關係の重職を歴任するようになるが、官位は最終的に南京中軍都督府の正二品官、都督僉事に至ったというから、武官の中でも生え拔きのエリートである。最晩年には對「倭寇」戰役に自ら僧兵を率いて出陣し、浙江海防總兵官に推されながらも病を理由にこれを固辭、まもなく世を去った。彼は正徳・嘉靖兩朝に武官として出仕しながら、郷里寧波における講學活動にも熱心で、文武に秀でた「儒將」として知られていたという。しかし、後世黃宗羲にも俞大猷や戚繼光と並ぶ武人と稱えられながら、⁽¹¹⁾ 實際に戰場を経験したのは最晩年の一度きりで、目立った戰果を擧げることもなく胸に矢傷を負い、數年をおかずして死去している。文士としても四庫提要では二流扱いで、明學の代表格である友人の王畿や唐順之、あるいは考證學の先驅けをなす彼自身の子孫たちと比べると、清代にはほとんど忘れられた存在であった。そんな彼が青史に名を留めることになったのは、ひとえにその著『海寇議』のおかげだと言ってもよいのかも知れない。

この『海寇議』という著作には二種の版本がある。一種は嘉靖年間に蘇州吳縣の袁褱によって編纂された叢書『金聲玉振集』に收められている。もう一種の版本は、萬表個人の文集、『玩鹿亭稿』第五卷「雜文」中の一篇である。

『金聲玉振集』版は標題を『海寇議前』とし、卷頭の撰者姓名を「范表」と誤る。「前」の一字は製版後に付け加えられ

た形跡が顯著に見て取れ、同叢書中には續けて『海寇後編』及び『海寇後編下』と題する小篇が収録されている。當時はこれらが一そろいの著作として流通したものであろう。¹² ちなみに『海寇後編』は、嘉靖『浙江通志』には杭州の進士田汝成の「王直傳略」として引用されるが、『籌海圖編』では「擒獲王直」と、また『借月山房彙鈔』では『汪直傳』と題され、撰者は不明とされる。¹³ 『海寇後編下』は、湖州の進士茅坤による「紀剿徐海本末」にはかならない。¹⁴ これら三篇の文章は、もとは獨立の小篇として別々の作者によって著されたものを、嘉靖四四年（一五六五）に袁褧が三篇一組の「海寇もの」としてまとめたのである。¹⁵

『玩鹿亭稿』版は、標題の下に「嘉靖壬子歲作」と注記されており、記述内容からしても嘉靖三十一年（一五五二）の作と確定してよいだろう。¹⁶ 『玩鹿亭稿』は萬表の生前にも刊行されているが、『海寇議』が收められたのは孫の萬邦孚による刊本で、『金聲玉振集』版に後れること三五年、萬曆二八年（一六〇〇）の序を冠する。

『金聲玉振集』の編者袁褧は、當時の蘇州ではそれなりに名の知られた文人一族に生まれた。¹⁷ 作詩に長じ、繪畫をたしなみ、書法は米芾の流れを汲んだというが、終生官途には縁がなかった。彼は時の政界に對しては傍觀者的姿勢で臨むよりほかなかったが、江南の文壇輿論という、北京の高官も一目置かざるを得ない社會勢力の一端を擔っていた。『海寇後編』の卷末按語で彼は次のように述べている。

倭亂を記錄した者は多いが、范表の記述は正確でその經緯がよく分かる。范氏は浙江の軍都督だったので、事情に通じていた。賊首の王直は、最終的に總督の胡公によって捕らえられて杭州に送られ、己未の冬十二月二十五日に斬に處されて浙江で梟首された。何と偉大な功績と言ふべきか。秋崖朱公の『甓餘漫錄』を讀むと、范氏の議と補いあうようだ。一介の匹夫が亂を起こし、生類を殺傷し財貨を費やし、天下に害毒をまきちらした。東南の憂いは今に至ってもまだその厄運が盡きていない。これは天災というべきか、それとも人災というべきか？『漫錄』にすべて記されて

いる。

明代中葉の蘇州に生涯を送った袁褰にとって、「倭寇」とはその餘波もさめやらぬ同時代史である。萬表も王直もついぞ先年までもに天を戴く生身の人間であった。また、動亂の平定を果たした總督胡宗憲はこの時點では何をおいても救國の英雄である。世にかくれなき「倭寇」の巨魁として處刑された王直の身邊を今さらあれこれ詮索する理由は、彼自身にはなかったのだろう。

ここに見える秋崖朱公とは蘇州府長洲縣の進士、朱紬だが、今日我々が目にする『甓餘雜集』は、萬曆年間に至ってその子孫の手で刊行されたものである。^⑬ただし現行刊本には朱紬本人、及び禮部尙書黃綰による嘉靖二八年の原序が附せられており、おそらくは朱紬の生前に一度刊行されている。袁褰は朱紬と同郷の蘇州府附郭の出身であり、當然これを目にしているはずであろう。袁褰は『海寇議』と朱紬の遺稿とを合わせ讀むことを勧めるが、両者は必ずしも同一の立場から著された著作ではない。彼がここであえて朱紬を持ち出すのにはそれなりの意味があるのである。

二 巡撫朱紬の冤枉

王直の前半生については、ここでは詳述しない。彼が徽州歙縣の出身であること、若いころから親分肌で、同郷の徐銓らとあちこち渡り歩いてしたこと、鹽の賣買に失敗して海上に活路を見いだしたこと、福建出身の葉宗滿らと廣東で大船を建造し、日本・シャム・南洋諸國を往來して利殖に勤んだこと、ポルトガル人が日本に鐵砲をもたらした際、その船に同乗していた可能性があること、寧波沿岸のポルトガル人の居留地、雙嶼港に出入りしていたこと、そしてそこを據點とする同郷の貿易商人許二の下で會計役を務めていたことなどなど、すでに先行研究でたびたび言及されてきた事實であ

り、ここで付け加えることはほとんどない。¹⁹⁾ もっとも、許二が強盛を誇っていたころの王直は、官府にとって数あまたの海上の頭目の一人に過ぎなかった。その名が公的記録に頻繁に現れるようになったのも、雙嶼港が官軍の攻撃を受けて廢港とされた後のことである。萬表が王直の臺頭を述べるにあたって枕としたのも、雙嶼覆滅前後の海上の覇權をめぐる海賊たちの抗争であった。しかし、『海寇議』は純粹な叙事であるよりは、むしろ叙事をまじえた一種の政策論といってよい。寧波の近海における海寇の蔓延について、ここではある人物の政策上の失點にその責任が歸せられることになる。それが、袁褖が引き合いに出すところの前任の浙江巡撫、朱紘である。

朱紘とは、嘉靖二六年から二八年の初頭にかけて、浙江巡撫と福建海道提督軍務を兼ねた人物である。²⁰⁾ 彼は周邊海域における治安状況を抜本的に改善するため、下海の禁令を奉じて民間の海上活動を嚴禁する方針を定め、雙嶼を筆頭とする外國船の寄港地に對する攻撃を指示、首尾よくこれを果たしていった。しかし、在任當時からその政策の當否をめぐって朝野の輿論は激しく紛糾し、着任の翌年には巡撫から巡視に降格され、民政に關わる權限を大幅に縮小される。二八年には病を理由に辭職して郷里に歸り、同年暮れに自ら命を絶っている。²¹⁾ なお、その死の直後に「擅殺良民」、すなわち一般民衆を虐殺したとの容疑がかけられ、現地での捜査の結果、これに關わった福建省の海道副使と都指揮使が死罪の判決を受け、朱紘の子孫は一切の恩典を剝奪された。

朱紘の名譽回復は、その死から四〇年近く後の萬曆一五年にようやく實現する。²²⁾ これには當時の文壇の大立者、太倉の王世貞が少なからず貢獻したようである。彼の父である都御史王忬も、朱紘の死後まもなく一時浙江巡視の官に任ぜられたが、もともと嚴嵩父子と折り合いが悪く、後に嘉靖帝にも疎まれ、薊遼總督在任時に邊防上の責任を問われて處刑されている。王世貞が同じ江南士大夫として、境遇の似た朱紘の子孫に同情の念を抱いても不思議はない。彼は朱紘の冤を唱えて次のように述べている。

公が罪を得てより、その官（浙江巡撫・巡視）は再び廢止され、中央でも地方でもみな海禁については手を振って口を閉ざすようになった。數年後、海寇が大いに起こり、東南地方は魚が腐るように荒れ果て、二十年以上もの閒治まることはなかった。事情を知る者は、公を罪することなければ海寇は起こらなかっただろうと言う。なのに二粵の士大夫は、なおも聲高に、寇は朱紘に始まったなどと言う。²³

王世貞の見解は多くの「海禁派」の士大夫に共通する言い分と言えるだろう。ここでいう二粵とは甌粵と閩粵、つまり浙江と福建の士大夫である。朱紘の死後、彼を擁護する多くの人々が、その失脚の背景に海禁によって密貿易の利を失った沿海士大夫の陰謀を疑った。事實、生前の朱紘はそれを恐れたのであり、己れに向けられた弾劾が彼らの惡意に満ちた中傷であることを訴え、繰り返し辨明の上奏を皇帝に書き送っている。海禁は建國以來明朝の國是であり、彼の政策は執政の任にある者の論理から言えば正當な權力行使であった。その失脚が、法を曲げる閩浙士大夫の不當な讒言によるものという同情論がそれなりに支持されたのも不思議ではない。しかし、王世貞の息子王士驥は、『皇明馭倭錄』の按語で次のように言う。

按ずるに、都御史朱紘は廉潔で怨みを買うことを恐れず、實に我が郡から出た大人物である。しかし走馬溪の役では結局盧鏜のために判斷を誤った。いちどきに斬に處された人々は、みなマラッカ國の商人と福建から接濟に來た人々で、海賊ではなかった。御史陳九德の彈劾や給事中杜汝楨の調書も明々白々で、決して福建人におもねったものではない。國史が、朱紘はことを荒立てすぎたとか、功罪が未だ明らかでないとか記すのも曲筆とはいえないのである。他書では、福建の高官が朱紘を誘ってやまず、彼を暗に死に追い詰めたのだなどと言うが、これはたいてい噂話を受け賣りして、實情を知ろうとしないためである。²⁴

この後に『籌海圖編』をはじめとする民間史書の記述がいかに朝廷の實錄と食い違う杜撰なものであるかを述べるくだり

が延々と続く。王士騏が『皇明馭倭錄』を著したのは、當時一般に讀まれていた日本關係書籍は誤りが多いので、歷代の實錄に據つて朝士の識見を廣め、野史の謬説を正すためであつたという。前掲の主張も、江南における在野の通説に對して、あえて官學アカデミズムの側から論陣を張つたものであろう。しかし、明末の中央朝廷と江南文壇の關係を考えれば、王士騏の見解がおいそれと受け入れられるはずがない。四庫提要でも、『皇明馭倭錄』が確かな根據として引用する明代の各種上奏文は失敗を隠して功績と偽るなど隱蔽や潤色が多いため、實錄の記事といえども事實とは限らないと一蹴されている。⁽²⁵⁾ 官府やその周邊に位置する士大夫から發せられる公式見解と、その裏側から時政を讀み解くことに長けた在野の讀書人たちの間で史觀の一致を見るのは至難であつた。結局、次代の欽定正史である『明史』は、あえて江南の通説に従つて朱紘を非業の英雄として描いたのである。⁽²⁶⁾

前述のように、『海寇議』が著されたのは朱紘の失脚後もない嘉靖三十一年である。萬表はその他多くの「二粵の士大夫」と同じく、その治世に相當な不滿を抱いていた。『海寇議』には朱紘を次のように評するくだりが見える。

朱中丞は、賊の巢窟を掃討してその船を焼き、海上の巨寇を除き、山を削つて港を埋め立てた。その功績は小さくないはずだが、彼を懷かしむ者は誰もいない。思うに、彼が高みに坐して人に譲らず、大ざっぱで洞察に缺け、ただ瑣末なことを追うばかりで、かえつてその根本がおろそかだつたためである。部下には度を超して厳しかったにも関わらず、各地で通番する者は一向に後を絶たなかつた。許二を一人除いても、今度は五峰が現れ、その功勞は稱えるに足りないと思ふべきである。

ここで萬表が批判するのは、政策としての「海禁」ではなく、海禁が徹底せず下海通番を禁止することができなかったためだといふのである。この言を眞に受けるなら、彼は當時江南を中心に流布していたと思われる閩浙士大夫像とはむしろ逆の立場をとつていたことになる。

朱統への批判は、『海寇議』を通底する重要なモチーフである。この時の浙江巡撫新設は、中央の都察院に直屬し一省の民政を總攬する巡撫という大官が、海道副使に代わって海上への治安工作に乗り出す端緒となる事件であった。その職権の大きさからして現地で物議を醸すのは當然だが、わけても朱統の大膽かつ強引な政策は、沿海社會の内部にも意圖されない影響をもたらしていた。『玩鹿亭稿』版の『海寇議』には以下のようなくだりがある。

福建の義官吳美幹はもともと番夷と通交していたが、朱都堂が福清船を徵發した際、彼に（船團を）率いて（寧波まで）來航させた。後に海邊がかえって（彼らのために）亂されることになったので、半ばを率いて先に歸帆させたが、省官署に歸還することはなく、別に一團を結成して横港に移り住んだ。

義官とは義として官の待遇を受ける者で、ここでは義勇兵の元締めを指す。この吳美幹という人物も、もとは外國人と通交する密貿易業者だったが、この時に官軍の船團という名目を得て浙江に來航し、その海上作戦に貢獻したというわけである。しかし、吳美幹は官府の統制には従わず、最終的には手勢の半ばを率いて舟山島と寧波府の中間に位置する横港に奔った。横港は當時、海上で強盛を誇った陳思盼という人物の支配するところであった。

吳美幹は『金聲玉振集』版には登場せず、それに代わって王船主という匿名に近い呼稱が見えるのみである。あるいは編者袁褱が朱統の失策に踏み込むのを避けて筆を入れたものかも知れないが、確證はない。ただし、福清の兵船が浙江に動員されたことはあやまたぬ事實で、數多くの文獻に言及がある。王世貞の父で、朱統の死を數年おいて浙江に巡視都御史として派遣された王忬はある上奏文の中で言う。

福建人は剽悍で水に慣れており、戰利品目當てに喜んで賊と戦います。都御史朱統が先年、彼らを用いて雙嶼・南甌の寇を平定し、海上の動亂は治まったかに見えました。やがて駐留して日がたつにつれ、彼らを御しうる者がおらず、中には機會に乗じて強盜となり、要路を窺っては迫い剥ぎをはたらく者もいないとは言えません。²⁷⁾

また、『日本一鑑』にも以下の記述がある。

嘉靖乙酉、閩浙は小康に安んじていた。浙江海道副使の丁湛は各地の備倭把總らに傳令を發し、「福建兵への支給を差し止め、彼らの歸還を促すよう指示した。福建兵は歸途に就いたが、道中食料が乏しくなり、掠奪を行いながら歸航した。福建海道副使馮璋はその情報を聞きつけ、到着した福建兵を捕えて獄に投じた。まだ到着していなかった者は噂を聞いて逃亡し、日本に向かった。こうしてさらに賊を増大させることになったのである。⁽²⁸⁾

上掲の複数の文獻が一概に伝えるように、福建から浙江に兵として徵用された船團の一部は、結果的に「海賊」の集團に身を投じることになる。浙江と福建の兩省を併せた軍事行動自體が久しく前例のない試みでもあったことから、福建兵が浙江に駐留した結果、現地住民にも、また船團それ自體にも少なからぬ混亂が生じていた。

従來、朱紘は極端な原則論者であり、彼の海禁政策が現地で密貿易に携わる郷紳士大夫の利益を損なったため、その讒言によって陥れられたのだということが、定説として受け入れられてきた。『甓餘雜集』や朱紘自撰の墓誌銘等を讀む限り、それは確かに一面の眞實であろう。『金聲玉振集』の編者袁褧が『海寇議』の按語で朱紘の遺文を併せ讀むように勧めるのも、『海寇議』から讀み取れる朱紘への批判に忍びがたいものを感じたからではないだろうか。憎むべきは通番の輩と互市の利を説く閩浙士大夫であり、朱紘はその犠牲者だというのである。

しかし、朱紘の政策は、實際の現場では彼が意圖した効果とは全く逆の影響をもたらしていた。少なくとも、萬表の『海寇議』に朱紘の著作と同様の信を置くならば、ことは海禁か開市かという政策上の對立だけで割り切れるようなものではないことが分かるだろう。朱紘の軍事作戦は、明朝にとって海上における政治的指導性を回復するのに必要な外科手術だったのかも知れない。しかし、實際に彼の作戦遂行を擔ったのは、その多くがもとは自身が通番に携わっていた人々である。彼らはもともと通番を斷つて治安を回復するというような政策意圖にはほとんど關心がなく、お上の風向きを見て

體制側に滑り込んだだけの連中である。海禁は惡徳商人が借財を踏み倒す口實となったに過ぎず、官軍の勝利といえ、逃げ遅れた商人を皆殺しにして積荷を奪ったようなものである。これでは開市論者はもとより、海禁論者ですら不満をもっても仕方がないというものであろう。朱紘に對する直接の起訴事實は漳州沖の走馬溪における「擅殺良民」だったが、間接的に不本意な影響を蒙った人々にはるかに多數に上ったに違いない。實錄では朱紘の治績を「功過未明」とするが、今日ですらその評價が一定しないのも宜なるかなというべきであらう。⁽³¹⁾

三 海道副使丁湛の失策

雙嶼港の覆滅後、王直が陳思盼を殺害して海上に覇を稱えた過程はよく知られている。陳思盼は福建人とも廣東人とも言われ、一時近海で王直と勢力を二分した人物である。⁽³²⁾『日本一鑑』によれば、彼は舟山列島の東北端の大衢山に倭を呼び込み、商賣すると稱しながら長江の船を掠奪していた。⁽³³⁾『海寇議』によれば、横港では前述の官軍崩れの福清人、吳美幹を殺してその一黨を支配下に置いたが、不満を抱いた福清人たちは、そのころ陳思盼の勢力を脅威に感じていた王直に内通したという。當時王直が本據とした金塘島の列港からは、寧波や福建方面との往來に際して必ず横港を通過せねばならず、しばしば彼の配下の船も通行を妨害されることがあった。『海寇議』はこの先の事情を以下のように傳えている。

（王直は）そこで、慈溪縣で昔から密貿易に携わっていた柴德美という男と密かに手を結んだ。柴德美は家人數百人を發してこれと協力し、さらにこれを寧波府に報じた。府は海道副使に報告し官兵を發したが、ただ後方の援護にまわっただけであった。（王直は）陳思盼の手下の船が掠奪に出ており歸っていないという情報を得ると、陳思盼が誕生日に酒宴を開いて防備を解くのを待ちかまえ、内外から兵を併せてこれを攻め殺し、その財貨をことごとく奪った。

柴德美もまた莫大な分け前に與った。その侄の陳四と殘黨數十人を捕えて官府に送ると、各船の殘黨はよるべを失つて、みな五峰に従った。その後、新興の一・二の通番船があったが、みな五峰から旗印を借り請けてはじめて航行することができた。五峰の勢いはこうしてますます大きくなり、海上はついに彼ただ一人のものとなつてしまつた。

海上を往來する商人たちを手引きして商賣の仲介をする在地の富豪を窩主という。誇張もあろうが、家丁數百人と傳えられる柴德美は勢豪と稱するに値する一大窩主である。だが、さらに注意すべきは、この事件で寧波府と浙江海道副使が演じる役回りである。當事官の個人名は記されておらず、あるいは敢えて憚つたのだろうか。この時浙江海道副使に任じられていたのは江西彭澤の人、丁湛である。⁽³⁴⁾ 彼と王直との關係を裏書きするのが『日本一鑑』の次の記事である。

この年、徐銓らが倭夷を引き込んでともに長途で取引を行つてゐた。折しも盧七と沈九が倭を伴つて侵入し、錢塘を襲撃した。浙江海道副使の丁湛は王直らに檄を發し、賊を拿捕して獻ずればしばらく交易を許すと持ちかけた。王直は倭を従え、ただちに盧七らを捕えて官に獻じた。⁽³⁵⁾ 翌年辛亥、王直らの船は列港に停泊し、今度は陳思盼等を捕えて獻じた。⁽³⁶⁾

これらの事件はさらに、後年王直が自ら赦免を願ひ出た上奏文でも言及されている。⁽³⁶⁾ 王直が倭を従えて海上の覇權を握つたのは、浙江海道と寧波府の檄に應じ、半ば現地官府と歩調を合わせながら行われたものであった。上掲の『日本一鑑』によれば、嘉靖二九年に海道副使丁湛の發意で、王直が官軍を助けて反亂鎮壓に力添えする代わりに、官府は彼が倭と商賣をするのを默認するという密約が交わされている。海寇王直はいわば官軍の治安工作の下請けであつた。沿海官府は、はじめから一貫して彼を敵視してゐたわけではないのである。

しかし、嘉靖三二年、丁湛は浙江に現れた「倭寇」の責めを負つて罷免されてしまふ。これに先立って、台州府の黃巖縣が何者かの襲撃を受け、大きな被害を受けている。浙江巡按御史林應箕の上奏はこれのように訴える。

前都御史朱紘が提議して福清の捕盜船隻を（浙江に）徴用したところ（海賊の）取締りに効果を發揮したので、四〇隻餘りを留め置き、行糧を支給して海濱に配備し、常々防衛にあたらせておりました。かの台州の海門衛は黃巖の防壁となっていたため、福建船一四隻でここを守らせ、年來これこそ頼みの綱としてきたのです。近頃、海上での凶事がまた頻繁になってきましたが、海道副使丁湛は逆に福建船を全て歸還させてしまいました。もとあった官船は損壞している上、數も足りないのに、漫然として對處せず、相變わらず漁船を雇い入れては警備に充てておりましたが、兵は戦闘に慣れず、船も專業ではなかったため、警報を聞くとみな逃げ去ってしまい、まったく頼りになりませんでした。群盜は勢いを増して侵入し、縣署を破壊し、まるで無人の境を行くようでした。失策の責めは、まず第一に丁湛が負うべきでしょう。⁽³⁷⁾

この上奏が行われた時点で、丁湛はすでに革職され、一般民戸の待遇に落とされることが決まっていたが、さらに追って按察使の審問を受けることになった。ちなみに、この時の御史林應箕は福建莆田の人である。

丁湛は、恐らく福州船に乗り組んだ兵員の浙江におけるふるまいを重く見たのであろう。客兵と呼ばれる外地の兵がもたらす害は盜賊より甚だしいとすら言われた時代である。福建人、特に閩南人は、浙江においてはしばしば「倭夷」を日本に呼び込んでくる張本と考えられていたし、「倭寇」も實際には漳泉人の行うところであるという見方すらあった。福州と漳泉とは言語も異なり必ずしも同一視すべきではないが、琉球との往來に使用される大型船は福州周邊で建造されており、當時は刑律の條文からこれを私的に運行することは禁制とする解釋が廣く行われていたため、他省からは福建全體が通番の本據地と見られても仕方なかった。朱紘解任の後、その後始末をつけねばならなかった丁湛が、浙江海域の武裝した福州船を危険視しその本省への送還を急いだのも、こうした背景を考えれば決して不條理とは言えないのである。⁽³⁸⁾

丁湛は隆慶二年に罪を許されて官に復し、廣西參政・按察使等を務めた。彼はもともと嘉靖後半期の權臣嚴嵩と個人的

に不仲で、その不遇も嚴嵩の追い落としによるものだと思われていたことから、その失脚とともに身分を回復したというわけである。³⁹ 嚴嵩の陰謀云々の眞偽はともかく、丁湛の治世は現地浙江でも必ずしも評判が悪かったわけではない。武進出身の文人官僚薛應旂が提學副使として浙江に赴任していた際、折しも丁湛が免職されて浙江を去ることになり、按察使の唐時英や後任の海道副使の李文進らの求めに應じて丁湛を送る序を著している。それによると、薛應旂がかつて沿海各府を巡行して在地の父老に生活の困苦を訊ねたところ、みなひれ伏して當時海道副使であった丁湛を稱えた。朱紘の彈壓政策があまりに嚴格で性急だったのに比べ、丁湛の施政は、軍法が行き渡ったうえ防備も萬全で、善惡の辨別に慎重を期したために刑罰も當を得ていたというのである。また、當時丁湛を知る士大夫たちは、彼の執政は苛酷に過ぎず、かつ放縱に流れず、刑罰や兵力に頼ることなしに言葉と顔色で豪族たちを畏服させることができると評していた。丁湛が海防不備の責めを負わされて免官になった際、薛應旂は、宋の李燔が反亂の討伐に際して、「寇もまた人ではないか、みなが惡人のはずがあるうか！」と言って招撫に奔走した故事を引いてその施政を稱え、職を去る丁湛への⁴⁰ 餞^{はなむけ}としている。こうした社交辭令を鵜呑みにしてはならないが、朱紘と比較した場合、丁湛が獨善的に自己の流儀を政策に反映させる司令官タイプというよりは、中庸をわきまえ、諸方面への配慮と目配りに長けた調整型の政治家であったことを窺わせるには足るのではないか。

萬表は、浙江海道副使と寧波府が王直の陳思盼殺害に荷擔した事實については、「盜賊の間に對立があるのを利用し、賊をもつて賊を攻めたもので、これもまた兵法の常道であり、失策というわけではない」と述べている。彼は現地官府が海上の武裝勢力に對して招撫を行うことに當初から反對していたのではない。ある時期までは丁湛の政策を靜觀していたに違いないのである。しかし、最終的に王直が霸權を握るに至って、萬表は聲をあげた。彼の友人王畿がその『萬公行狀』で言う。

この時、賊首の王直は倭夷を呼び集めていたが、人々は彼を堅氣の商人と目しており、彼が賊であることはいまだ明らかではなかった。萬君はそこで『海寇議』をしたためた。その大意は王直の罪を明らかにしてこれを正し、通番を嚴禁してその一黨を根絶することであった。⁽⁴⁾

王畿が言うように、萬表が『海寇議』を著した嘉靖三二年の寧波では、王直を海賊ではなく堅氣の商人だと考えていた人々は少なくなかった。王直が通番、ないしは通倭していたことを知らない者はなかったが、寧波の輿論は、通番と海寇の因果關係をめぐって揺れていた。通番・通倭の徒である王直は、いったい善良な市民と呼べるのか、それとも「倭寇」の黒幕として追討されてしかるべきなのか。

これは寧波だけの問題ではなかった。下海通番という行爲が、社會通念上とりたてて倫理的な罪惡と見なされていない状況は杭州でも同様であった。『海寇議』によれば、杭州にも彼らの一黨があちこちに潜んでおり、王直の盟友である徐銓の舍弟も人目を氣にせず活動していて、杭州の學生たちはみな彼らと交際を結んでいたという。當時の高級遊民ともいべき學生たちは、通番者が官府に拘束された際には有力な口利きとしてその釋放に奔走したことであろう。また、王直の腹心毛海峰は、寧波の讀書人の家の出身で、兄が通番に携わり、投資に失敗したことから弟が身賣りするはめになったのだという。毛海峰は當時最新兵器であった鐵砲など飛び道具の扱いに長けていたこともあって王直に氣に入られ、その義子となった。寧波の彼の實家には銀兩や財物が絶えず運び込まれ、その兄の科擧受験の資金にもなっていたようである。

寧波や杭州などの大都市では、通番者が何ら違和感なく社會生活にとけ込んでいたものと思われる。かつて雙嶼の密貿易を仕切っていた許二は、朱統の追討から辛くも逃げ切って、當時は南京で商賣をしていたという。しかし萬表は、こうした「善良な市民」が海上に運び出す銅・鉛・鐵・硝石が、海外で加工されることで銃砲・刀劍・火藥の原料となり、平和な市民生活を脅かすことになるのだと警告するのである。

四 寧波の賊と黃巖の寇

丁湛が海道副使を罷免されると、都察院都御史王忬が巡視浙江に就任することとなった⁽⁴²⁾。王忬はある上奏文の中で、福建の漳泉地方の住民が勢族の庇護の下に大型船を私的に製造し、兵器を備えて外國人を呼び込んでいるという事實を報告し、さらに、日本人ばかりでなく、ポルトガル船などに乗り込んでいる諸國諸地域の人々も、貿易と詐りながら殺戮や掠奪をはたらく一方、内地の奸豪は悠然と計略の成功を楽しんでいると傳えている⁽⁴³⁾。王忬が第一に問題視するのは漳泉地方において常態化した通番活動だが、官軍と海上の武裝勢力との力關係がすでに逆轉していることを象徴する具體的事例として、寧波の族首、すなわち王直が登場する。

去年倭船三十餘隻が倭賊數千を率いて長らく泉州の白沙に停泊しておりました。その通過するところには何も残らず、勢威は城邑を脅かしております。寧波の賊首が緋袍を身に着けて定海の操江廳に襲來すると、官軍は城門を閉じて講和を乞い、一矢を發することもできませんでした。いま各島の諸夷は我が國の地勢を窺い、ますます猖獗を極めています。これは國體を損なうのみならず、將來の災いはなおさら言葉に盡くせぬものがあります⁽⁴⁴⁾。これと關連すると思われる記述が實錄にも見える。

漳泉の海賊が一萬人餘りの倭奴を呼び寄せ、千隻餘りの船に乗り、浙江の舟山や象山等の地點に上陸した。台州・温州・寧波・紹興の間を掠奪し、町や寨を攻め落としては、數多くの住民を殺害し拉致した⁽⁴⁵⁾。

丁湛が免職され、王忬が浙江巡視の任に就いた嘉靖三十一年は、嘉靖倭寇と呼ばれる動亂が本格的に開始した年といつてよい。この年の五月二十八日、台州府の黃巖縣が何者かに攻め落とされた。『籌海圖編』によれば、これは福清の賊首鄧文俊が「倭夷」二千を率いて縣城に押し入ったもので、かれらは縣署を焼き拂ってここに七日間逗留した⁽⁴⁶⁾。當時黃巖縣には城壁が

なく、侵入者が上げ潮に乗って押し寄せると、防備に充てられていた漁船は何の抵抗もせず逃げ出したという。主犯とされる鄧文俊は陳思盼と一時期行動を共にしていたことがあるよう⁽⁴⁷⁾で、福清縣の出身であることも考え合わせれば、例の吳美幹が殺害された後、陳思盼に降りながら王直に寝返った手合いだろうか。いずれにしろこの黃巖縣の陷落は、當時海上の脅威が語られる際にその象徴的事例とされた大事件だが、この他にも寧波の奉化・象山・定海、温州の瑞安、台州府城、紹興の餘姚・山陰などの各地が相繼いで襲撃を受け、奉化縣の游仙寨で百戸の秦彪、瑞安所で百戸の李潮・高良、象山縣で知縣の武偉、寧波の霽霽所^{かくきょ}で守禦指揮の樊懋らが動亂のうちに落命している⁽⁴⁸⁾。

『海寇議』は、病のため寧波にあった萬表が、黃巖縣陷落の知らせを聞いて著したものである。萬表は王直の腹心の徐銓とその侄^{おい}の徐海がその實行犯であると信じていた。王忬の上奏にある「寧波の賊首」が操江亭に來襲した事件を、『玩鹿亭稿』版の『海寇議』は以下のように述べる。

近頃、黃巖を破り、郭巨を屠って、その志もまた驕り高ぶっている。定海の操江亭に至っては、府に牌文を發して物資を要求し、淨海王と稱するなど、僭越にして叛逆、指揮使を腰斬し、府知事を殺し、千百戸を殺し、家屋を焼き拂い、婦女財物を掠奪し、數ヶ月以來、邊境の住民は殺されること數萬に上っている。罪惡は天に滔^{みだ}り、とても赦されるものではない。

さらに、『金聲玉振集』版は、この時の王直一黨の様子についても描寫している。王直は緋色の袍^{うふぎ}に玉の腰帶といういでたちで金頂五簷の黃傘を差しかけており、頭目たちもみな大帽に袍帶という官服姿に銀頂の青傘を差してそれに續いた。さらに侍衛五十人が金甲銀盔を身に着け、抜き身の刀を手にして付き従っていたという。ちなみに王直が身に着けていたという紅の官服と玉帶は、明代では一品官の装束とされていた⁽⁵⁰⁾。傘の黄金の留め金や黄色い絹は會典では皇太子にすら許されておらず、五重の傘は規定上皇帝や皇后の儀仗にも例のないものであった⁽⁵¹⁾。もちろん『海寇議』の糾彈調の描寫が果た

して事實かどうかは確證もないが、中國史上の無賴社會で王號を名乗ったり、百官をまねた組織を作ったということは珍しい話ではないし、官服の規定違反など、それを批判する當の官僚たちもおとなしく守っていたとは思えない。

王直がこのとき定海關に至った事實については、『籌海圖編』にも、彼が陳思盼を敗った後、官府に開市を求めたが容れられず、倭夷を引き連れて定海關に突入したとある。官兵がそれを退けると、金塘の烈港に根城を移し、亡命の徒が日に日に付き従ったため、海邊の郡邑では至る所に賊が現れるようになったという。⁽⁵²⁾ また嘉靖『寧波府志』にも、王直が陳思盼を攻め殺した後、關を叩いて勝利を報じ、互市を通ずることを願ったが、官司は許さなかったとある。⁽⁵³⁾

一方、『籌海圖編』の「擒獲王直」によれば、あるとき五島の夷が亂を起こしたため、王直が海防の將官に申し出て、夷人を一人残らず皆殺しにし、朝廷のために力を盡くしたと稱して褒賞を要求した。將官は米百石を送ったが、王直はこれを不足とし、大聲で罵倒して海中に投じたという。⁽⁵⁴⁾ また、王直自身が後年述べるところでは、嘉靖三〇年に彼が海道副使丁湛の檄により陳思盼を攻め殺した後、嘉靖三一年には倭賊が舟山所城を包圍したため、海道副使の李文進が把總張四維を派遣し、王直と合流して倭船二隻を追いつたとする。⁽⁵⁵⁾ さらに、『日本一鑑』には、嘉靖三一年に日本の種島の土官、古市長門守が、島の倭夷で唐人を従えて中國を侵そうとする者五人を通報し、王直らが倭賊七人を引き連れてきて獻じた⁽⁵⁶⁾とある。

これらの記述を考え合わせると、王直は陳思盼の追討後も官軍の下請けとしての地位に甘んじており、嘉靖三一年には海道副使李文進の檄に應じ、種子島の古市氏と組んで當時舟山にあった五島の日本人を成敗した。しかし、意氣揚々と定海關に凱旋したところ、期待していた互市が許されず、慰み程度の米を給與されるのみであったことに腹を立て、縣城に立て籠もる官軍に武威を誇示して烈港へと引き上げたといったところだろうか。

王直とともに舟山の日本人の討伐に従事したとされる把總指揮張四維は、もと觀海衛指揮僉事で、雙嶼攻撃の際には盧

鎧の麾下で周邊海上の援護に回り、戦功を高く評價された人物である。⁽⁵⁷⁾しかし、『海寇議』によれば、張四維は通番の高主柴徳美とかねて親交が厚かったことから、普段から王直と面識があったという。また、彼は陳思盼の暗殺計畫でも寧波府の通判唐時雍とともに王直に力を貸していたし、⁽⁵⁸⁾さらに後年王直とともに舟山に來航した豐後商人らとの交渉窓口を擔っていた節もある。⁽⁵⁹⁾彼こそはまさしく沿海衛所を束ねる官軍把總の身にして、寧波周邊の海寇・海商たちの世界にどっぷりとつかった人物であった。『金聲玉振集』版の『海寇議前』では、王直に例の官服を贈ったのは張四維とした上で、彼がこのころ王直に拜伏叩頭して臣僕の身に甘んじており、さらに王直に向けて物資を供給し、聲がかればたちどころに馳せ参じ、自らこれを榮譽としているなどと、嘲弄を混じえた厳しい批判が向けられている。これが事實か否かはさておいても、時に王直が衛所官軍の下請けとして戦功を擧げていた以上、張四維が彼と何らかの個人的接觸をもち、物資の融通をはかっていたとしても不思議ではない。武進士として出世の道を歩んだ萬表と、衛所行政の現場にあって一生涯官軍官兵に號令をかけねばならなかった張四維とは、ある意味住む世界が違って當然であろう。雙嶼港の掃討作戦から胡宗憲の王直招撫まで、弱卒と陰口をたたかれながらも一貫して浙江の衛所官軍を率いる陣頭の人であった張四維に比べれば、萬表は兵士のあつかいにかけては素人同然であった。最晩年に江南の戦役で初陣を飾る際にも、萬表は寧波衛の軍卒を避けて、少林寺の僧兵を率いた。⁽⁶⁰⁾地元の文林における聲望はひとかどのものだったとはいえ、衛所内部の狭く濃密な人間關係における萬表の實質的影響力は張四維に及ばなかったものと思われる。しかし、把總指揮張四維も、軍事面では衛所の軍卒のみに頼るわけにはいかず、海上に盤踞する下請けに協力を仰がざるをえなかった。張四維から王直に贈られたという緋色の官服は、王直に官軍の將としての威儀體裁を添えたものであったろう。また彼が王直に拜伏叩頭したという話にもわかには信じがたいが、舟山列島一圓を支配し、少なからぬ日本人を爪牙と用い、福建や廣東から來航する商船の通行も牛耳っていたこのころの王直が、たかだか二・三の衛所を束ねる一介の把總など内心格下に見ていたとしてもおかしく

はない。

すでに王直のもとには、遠近から種々雑多な人々が集まっていた。その中には内地で罪を犯して逃げてきたようなお尋ね者も少なくなかった。新たに海上の密貿易に参入する者は五峰の旗印をもらいうけねば航行することが許されなかったというが、その名號をかたって掠奪に従事する者も後を絶たなかったという。王世貞の『倭志』は、王直の人品について次のように評する。

王直はもと徽州人である。事情があつて海上に走り、後に舶主となった。すこぶる信義を尙び、盜道を持したので、倭主でさえもまた敬服していた。しかし、その姓名を他船に貸し與えていたので、およそ侵入し掠奪するものはみな王直を主と稱した。⁽⁶²⁾その居所は秘められており、知ることができなかった。⁽⁶³⁾

盜道とは盜賊の道、今でいう任俠道にあたるものだろう。⁽⁶²⁾下海通番の禁令の下で海外諸國の住民と接觸を持つこと自體、この時代にはすでに一般的社會倫理の範疇外の行爲である。夷に交わつて化外の風俗に染まることなど、まっとうな人間にはありえない話であつたし、家族も故郷も棄てて海上を流浪する暮らしは、土地に縛られた農民からはいかがわしいものと見られても仕方がなかった。洋上に出て多額の金品を扱う商賣に携われれば、強盜から身を守るのにも官府に頼るわけにはいかない。王直がのし上がったのは自力救済と任俠的人間關係に委ねられた空間であつたが、『海寇議』にもいうように、その旗印はいつしか浙江周邊海域における航海の安全を約束する制度的保證に似た役割を果たしつつあつた。ただし王直にとって、自分の姓名を他船に貸し與えその旗印の使用を許すことは、自己の意思の行き届かない責任範圍が膨張していくことでもあつた。當人の知らないところで勝手にその名が悪用されることも十分に起こりうることであり、またこうした虚名を背負って生きることが無類社會の頭領の宿命でもあつたのである。⁽⁶³⁾

黃巖縣の陷落を始め、嘉靖三十一年に引き起こされた數々の襲撃事件が、王直本人によって引き起こされた可能性は低い。⁽⁶⁴⁾

前年まで宿敵の暗殺にも周到に官府への手続きを怠らなかった王直が、ここにきて突然あたりかまわず無謀な掠奪に手を着けようとは現実的に考えにくい。彼自身、單に掠奪を生計の手段とするには、あまりに名を知られすぎていた。しかし、王直はその膝下にたむろする膨大なお尋ね者に、生活の手段を用意してやらねばならない。さもないければ、王直を盟主と仰ぐ彼らが食うに困ったあげくの果てには、どこでその主の名の下で勝手な掠奪行為に走らないとも知れないのである。寧波での互市は、文字通り彼自身の首をかけて實現されねばならなかった。

しかし、定海における互市が許されなかったことは前述した。觀海衛の張四維がそうしたと言われるように、定海關でもしばしば海上の武裝勢力に生活物資を提供していたようだが、萬表はこうしたことを宋と契丹との和議に等しいとして、互市の解禁に絶対反対を表明している。王直は嘉靖三十二年二月に舟山列島西部の金塘島と大鵬山の間に位置する烈港（瀝港・瀝表とも）に投錨し、そこで公許を得ないまま互市を始めた。その一方、四月から六月にかけて浙江各地で一連の襲撃事件が起こっている。それら海寇集團は日本人を少なからず含んでおり、當時から「倭寇」とも呼ばれていた。これに對し、萬表は『海寇議』で次のように言う。

近頃ではこの賊は城を屠り邑を掠め、官を殺し吏を戮し、このありさまに至っている。ほしいままに劫掠を行い、餘姚かと思えば觀海へ、樂清かと思えば瑞安へと往來して人民を苦しめぬ日とてない。それでいてなお、「倭寇」などとたわごとをいって事實を報告しないのは何を恃んでのことか？　すでに「倭奴」という以上は、誰がそれを率いているのか、だまされる者があろうか？

ここで「倭寇などとたわごとをいう」のはいったい何者だろうか。沿海各地の民衆だろうか、衛所巡檢の將士だろうか、それとも各級官府の當局者だろうか。おそらく、そうした人々にとっても、日本人を先驅けに立て、寄せては返す略奪者の群れは「倭寇」と呼ぶにふさわしいものだったのかも知れない。ただし、より冷靜な觀察者、あるいは「倭寇」の背後

に想定される海を越えた人脈を見極めようとする者にとって、「日本人の侵略」というレッテルは、中國から海外に溢れ出てゆく逆方向の人の流れを覆い隠す欺瞞に過ぎない。「擒獲王直」にも次のような記述がある。

ただ、(王直は)謀りごとにかけては狡猾だったので、一カ所を蹂躪するたびに必ず詐って、某所の島夷のしわざだなどといった。そのため、東南では王直が中國を裏切ったことは知っていても、被ったところの慘禍がみな彼によるものだとは知らなかった。⁽⁶⁶⁾

萬表にとって、「倭寇」とは王直の罪を倭に轉嫁することであつた。王直は官府の責任追及を逃れるために、「倭寇」に責任をかぶせているというのである。眞の敵は「倭寇」ではなく、それを裏で操っている何者かであつた。「倭寇」という名で眞犯人を覆い隠してはならない、日本人をそそのかして沿海を騷擾する元凶は「海寇」王直だといふのである。

五 英雄俞大猷の活躍

『海寇議』は嘉靖三二年、黃巖襲撃の消息を聞いた萬表によって執筆された。その主張の骨子は、王直と互市を行うことは通番として嚴禁すべきだということである。執筆時期は同年の盛夏、王忬の巡視浙江就任以前にあたる。『玩鹿亭稿』版には時の海道副使と巡按御史の優柔不斷を諷するくだりも見えることから、對象讀者として廣く浙江省各府の諸官を想定した政治ビラに近いものと思われる。この小篇は王直を海寇の首謀者と見なし、烈港における互市を嚴禁する世論形成に大きく作用したことであろう。だが、『海寇議』は實際の軍事行動にはむしろ消極的である。暑い盛りに杭州の弱卒を海賊退治に驅り出しても、杭州灣の守りを手薄にして賊のつけいる隙を與えるだけだといふのである。だが、實際に通番者を片端から檢舉するだけことが片付くはずはない。もし通番の禁を押し通すのであれば、いみじくも朱紘が行ったように、

誰かが海上の軍事的制壓の役目を買って出なければならない。

この時、実際に軍人として王直の追討にイニシアチブを發揮した人物が、中國では今日でも戚繼光と並び「抗倭英雄」として知られる俞大猷である。嘉靖三二年（一五五三）、王直は當時浙江參將であつた俞大猷によって烈港から驅逐され、日本に逃亡せざるをえなくなった。その背景を、『日本一鑑』は以下のように記している。

（癸丑、）賊首の王十六・沈門・謝獠・許獠・曾堅らが倭を誘つて黃巖縣を劫掠した。參將俞大猷・湯克寛は、王直を使つて黃巖縣で賊を捕らえさせようとしたが、賊はすでに逃げてしまつていたため、議して王直こそが東南の禍のものであるとし、兵を率いて列港にこれを襲撃した。⁶⁷

正確には黃巖襲撃の年代はこの前年である。下手人の名も『籌海圖編』とは異同があるが、どちらにせよ王直が直接手を下したものではなかつた。⁶⁸しかし、王直にとって宿敵となる俞大猷らも、この時點ではまだ王直を利用して黃巖縣の海寇を追討しようと試みていたという。この記事を信ずるなら、烈港へ移動後も、王直は依然として官軍の下請けの地位に甘んじていたことになる。俞大猷の傳記『功行紀』では、次のように記されている。

徽州人王直は、罪を逃れて海に入り、烈港に倭人や華人を呼び込んで貿易を行つていた。公然と人を殺し、お尋ね者の主となつていたが、このころ官兵を假り、賊を殺して恩賞を求めていた。（俞）公は、賊の直を殺さねば、終いには災いの種になるだろうと考え、兵を發してこれを攻撃した。⁶⁹

『功行紀』の撰者李杜は、このころ俞大猷の幕客として浙江にあり、その息子の家庭教師を務めていた。この間、海上の情勢についても、ある程度のことは聞き知つていたに違いない。もちろん、『功行紀』は俞大猷の生平を題材に一つの英雄像を描き出すことが目的であるから、王直など彼の活躍に花を添える敵役以上の何ほどのものでもない。ただし、ここでも王直が「官兵を假り、賊を殺して恩賞を求めていた」ことだけは隠れなき事實とされ、俞大猷がその本性を看破していち

早くこれを討ったことが美談として伝えられる。

實際、兪大猷は王直よりも上手であった。彼は、朱統の指示で雙嶼攻撃を指揮した盧鏜に替わり、丁湛が追い返したはずの福建船を率いて浙江に乗り出してきた。もちろん、新たに浙江巡視に着任した王忬の同意を得てである。兪大猷は泉州衛百戸の傍流に生まれた。當時、泉州は漳州と竝んで通番の淵藪とされ、「倭寇」の大部分は漳泉の賊だと言われた。官界でも漳泉の士大夫といえは黒い噂がついてまわったし、漳泉人といえは、海戦に長じた猛者ぞろいながら裏では海賊とつながっているとされ、江浙地方の官憲からは特に扱いにくい兵隊と見なされていた^⑩。また事實、漳泉の士大夫や地方官府の名の下に大型船が東南海域を行き交っており、通番と海寇が深刻の度を増していたのは事實である。このような状況下で、多くの船主たちが反政府的な活動に流れてゆき、海上における官府の規制力もあわやという時に、官軍側の期待の星として登場したのがこの兪大猷であった。

兪大猷は、官軍の星であると同時に、何よりも漳泉の船戸たちにとって官軍への雇傭を斡旋してくれる大親分であった。王忬に上呈した掲の中で、彼はまず、海上での戦いに勝利を収めるには、船と銃とを、より大きいものからなるべく多く集めること以外にない^⑪と言いつける。兪大猷によれば、作戦に使用する船を官府で造らせた場合、數百兩、時に數千兩に及ぶ銀を費やしてもほとんど使い物にならないので、必ず民間から雇入れねばならないという。さらに彼は、福州福清縣を大船の、漳州龍溪縣を中小の哨戒船の供給地として擧げた上、海戦のための兵士として、當時海賊の淵藪として惡名の高かった漳州五澳、すなわち月港・嵩嶼・長嶼・林尾・沙坂等の港の住民を推している。通番と海寇の本場からたたき上げて培った経験と人脈こそが兪大猷の強みであった。同時に、彼は漳泉の船戸を官府の側につなぎ止めておく人脈上の結節点でもあった。兵を募集する際にはまず自分のよく知った衛官を推薦し、彼らに隊長にふさわしい者を若干名選ばせ、その後、隊長が隊員を五〇名選ぶようにすれば間違いないと提言する。自分の人脈に基づいた選定方式により、自己コ

ントロール可能な範囲内で兵員を増強していくわけである。こうして、俞大猷とその下に連なる福建の各級武官たちが、福建の艦船と兵士の力によって戦功を立てることで、通番の徒として他省から弾壓の対象にもされかねなかった人々にも海賊稼業以外に生きる道が開かれていたのである。

この點、王直は俞大猷とは對極に位置する存在であった。同じく海邊に干戈相尋の生を送り、實力と聲望においては甲乙付けがたい敵手どうしでありながら、二人は勇名赫赫たる若き官軍將校と無位無冠のお尋ね者という正反對の道を歩んだ。王直は海上のあぶれ者たちの星であった。海上にあぶれ、倭國・番國にあぶれていた人々が何とか掠奪以外の方法で食いつなぐには、互市の解禁以外にありえなかったであろう。そして王直が平和のうちに貿易活動を維持していくためには、海上における自らの覇權という前提の下にこれを主宰していくことが必要であった。ひたすら殺伐をこととする海賊稼業からできれば足を洗いたいと考えていた人々にとっては、王直はまさに導きの星であった。そして、この事實だけを特筆するなら、王直は確かに、政治的に弱い立場にあった海上の私商たちの立場を代表して、明朝の海禁に反對する運動を展開した反海禁闘争の闘士であった。⁽⁷⁸⁾

一方、俞大猷も、そして『海寇議』を著した萬表も、王直の臺頭を恐れていた。彼らにとって王直は既存の秩序の枠組みを脅かす危険な覇權主義者であった。それは純經濟的に見れば、海上において臺頭した新たな商人階層が、彼ら官僚士大夫の保護下にある特權的な商業勢力の權益を侵したためであると附會することも、あるいは可能かも知れない。明代中期の東南沿海部の經濟發展に不可缺の作用を及ぼしながら、科擧官僚に握られた政治權力からは疎外された位置にあった海商たちを、新興の商業者階級と呼ぶのはそれほど不自然なことでもないだろう。しかし、『海寇議』の論理は、彼らが正義と信じる社會秩序を全面に押し出して、彼らをむしろ無賴の武裝勢力、「海寇」と位置づけて筆誅を加える。沿海官府が王直を利用しようとしたのは、彼らの侮りがたい武力あつてのゆえである。そして、彼らの本質を武力、すなわち生類を

殺傷する能力に引きつける限り、王直の旗印を掲げる集團の構成員たちは、官府が標榜する社會正義の阻害要因にはかならない。俞大猷は巡視都御史王忬への提言の中で次のように警告する。

以前にも招撫されて投降してきた賊がありました。相手は（こちらが）招撫を議論している最中から様々な無理難題を持ちかけてきていたのですが、官府はとにかくことを片付けようと、ただ法を曲げて従うばかりでした。投降後は、町中を往來する際も五人、十人と隊伍を組むように群れ歩き、刀を提げて自衛し、謀略に備えるのです。やがて民間の物資を無理やり買い上げたり、人の家の妻子を辱めたりするのですが、官府にはこれを禁止する力もありません。法令を布いて禁ずるにしても、災いを招いて反亂を誘発したという罪を被るのを恐れて、何もせずそのままにしておきます。一般の人々は恨みが募り、みな言います。「賊が海上にあったときは、その災いも知れたものだったが、いま某官が幾許いくばくの金を受け取り、某官が幾許いくばくの金を受け取って賊を城壁の中に住まわせ、我々無辜の民に害毒をもたらしている。」かつて招撫を議した官は誹謗中傷を受けること甚だしく、ついには罪に陥れられ、自ら疑いを晴らすこともままならないのです。これはみな私自身が目睹したところ（註）です。

俞大猷は浙江參將に任ずる前は、一時廣東の署都指揮使を務め、安南の范子儀や海南島の黎人の反亂鎮壓に従事している。廣東の海上や山岳地帯では浙江などよりはるかに頻繁に反亂と招撫が繰り返されており、彼が目撃したという光景もそれほど珍しいものではなかったであろう。また、金錢をめぐるありやなしのスキャンダルもありふれたものだったと思われるが、現實に民衆の不満がつって暴動にでも發展すれば、當事官は失政の咎を負わされること必至である。實際、王直の下に集まってくる連中は、互市の公許を得て海賊稼業から足を洗おうと思っている者ばかりではない。王直の名を借りて官軍に凄みをきかせようというような魂膽で、堅氣の商賣を営むことなど夢にも考えていない輩も少なくなかったであろう。王直が海商のトップに上り詰めるまでに重ねてきた罪の數々は、こうした人々によって擔われてきたのであり、

王直は半ばそれを知りながら、敵對者たちとの對抗の必要上、ことあるごとに彼らの武力を利用してきたのである。王直が官府の招撫の下に入ったとしても、こうした根っからの殺し屋たちを更正させるのは竝大抵のことではない。たとえば海禁が解かれたところで、彼らは新たな「海寇」のリーダーの座をめぐって互市などそっちのけで争うだけであろう。「海寇」という王直のもう一つの顔は、彼の抹消しがたい過去であり、彼の業として死ぬまでついてまわることになるのである。

王直の傘下で「劇寇」、すなわち武闘派の海賊として知られる徐海は、王直が若いころから行動を共にしてきた同郷の徐銓という人物の⁽⁶⁵⁾侄である。海賊稼業に身を投じる前は杭州虎跑寺の僧で法名を普淨といったが、その後も明山和尚の通り名で僧形を持していたものと思われる。『日本一鑑』によれば、嘉靖三〇年、彼は徐銓について日本に赴いたが、中國の僧というので活き佛と敬われ、集まった布施で大船を仕立てて再び商賣のため烈港に戻ったという。⁽⁶⁶⁾しかし、ここで起こったある事件の結果、王直との間に確執を生じることになる。嘉靖三二年、徐銓と王直が海道副使の檄を奉じて港外で官軍に協力している間に、徐海の船の倭が密かに港を出て接濟の船を掠奪した。王直配下の倭が知らないふりをしながら密かに後をつけたところ、徐海の船の手の者と知り、王直に訴えた。王直は、「我らは港の外で賊を捕えているのに、港の中に賊がいようとは！」と、徐海を罵った。徐海は怒って王直を殺そうとしたが、徐銓に止められて思いとどまったという。

これは徐海の個人的な性格を伝えるエピソードとして知られた話で、こうしたことから王直は海商、徐海は海寇というような二分法的な對比すら行われてきた。⁽⁷⁾しかし同時に、ここにはすでに海上の覇者の地位を確立しつつあった王直と、そこに新參者として加わってきた年若い徐海が置かれた立場の違いを讀みとることも可能であろう。王直にとって徐海の所業は、ただでさえ存立の危うい海上の交易地を彈壓の危険にさらす反社會行爲であった。一方徐海の目には、王直が自分の過去を棚に上げて既得權益を守ることだけを考えているけちな野郎と映ったに違いない。王直の無二の盟友であった徐銓の一族にしてこのありさまである。彼とは縁もゆかりもなく、ただ當座の風向きを見てめばしい稼ぎ場を渡り歩くよ

うな人々にとって、王直など自分の名を顯さないためにかついだ隠れ蓑以上のものではなかっただろう。兪大猷はさらに強硬に王直の招撫に反対する。

それに、賊が招撫を願うのは、一人二人の頭かしらとなる者が、久しく海上にあって貯えもできたので、招撫にあずかって家を保ちその持つところを守ろうするためです。賊の子分たちがその頭かしらに信服するのは、海上で掠奪を指揮して利を得ることができるからです。今、一人一人の蓄えるところは多くて二・三〇金、少ない者は二・三金に過ぎません。もし何もせず日を送っていれば數ヶ月もたたずになくなってしまふでしょう。心から招撫につきたいと思っている者がいるはずがありません。中でも倭夷や、あるいは浙江・福建・廣東のあちこちでぶらぶらしている連中が、乗り慣れた舟を捨てて陸に上がることができるのでしょうか。はたまた（彼らに）寧波で妻を娶って家を成せとでもいうのでしょうか。それとも原籍に歸らせるのでしょうか。あるいは歸順した後に、以前のように船上で暮らすことを許し、再び背いて亂を起こさないなどと言い切れるでしょうか。招撫の弊害は多すぎて言葉に盡くせないものがあります。⁽¹⁸⁾

兪大猷は、これまで沿海官府が王直とその一黨を末端の暴力裝置として利用してきたことは十分承知していた。しかし彼は、こうした法定外の治安機構が肥大化することの危険と、そうした下請けのさらなる下請けがかえって法的な秩序規範への阻害要因となる必然性を鋭敏に嗅ぎとっていた。あるいは、不斷に官軍を増員、強化していかねばならない彼の立場は、官軍の外に常になた敵對者を設定することが求められてでもいたのだろうか。もはや下請けとして用濟みと見なされた王直とその一黨に、兪大猷は非情を貫く。同じく海上に生を受けながら、官軍の人選から漏れ、官府の治安機構から外れてしまった無賴の輩を、渡り流れるまま生かしておく兪大猷ではない。その意味で英雄兪大猷の神髓は、單に武勇に優れた名將というのみならず、むしろ不要になつた下請けを易々と切つて捨てる辣腕經營者のそれに似ている。抗倭英雄の美稱を一皮めくれば、世の正道を踏み外し、體制の枠組みからあぶれてしまった人々を、草を薙ぐように抹殺してゆく

無慈悲な仕事人の顔がかいま見えるであろう。そして、こうした人物を英雄に祭り上げた當事の世相も、また亂世と呼ぶのにふさわしいとはいえないだろうか。

小 結

以上、萬表の『海寇議』を中心に据え、朱紘の浙江巡撫在任時から王直が舟山烈港から驅逐されるまでの時期における沿海官府と海上武裝勢力との關係を述べてきた。嘉靖年間の海上勢力を海寇とするか海商とするかという見解の揺れは、對象そのものが捉えどころのない種々雑多な人々の集まりであったことを意味するとともに、それをいかに利用するかという官府當局者の功利觀の反映でもあった。こうした條件による限り、「嘉靖海寇」の象徴的な位置を占める王直の評価が現代でも大きく二分されるのは當然であろう。重要なのは對象に二元的な定義を下すのではなく、様々な定義を成立させうる場と主體の條件を認識することである。王直の招撫は、彼が烈港を放棄してから數年後に、總督胡宗憲のイニシアチブの下、日本にまでその地理的範圍を廣げてもう一度問題となる。これについては稿を改めて論じたい。

注

(1) 紙幅の都合上、先行研究への言及は最小限にとどめねばならない。王直個人の事蹟に關しては、李獻璋「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考」（上、下）（『史學』三四・一・二、一九六一・六二）が漢文のみならず歐文や日本語の史料も博搜しつつ詳細な年譜を提供する。また、片山誠一郎「嘉靖海寇反亂の一考察——王直」黨の反亂を中心に」（山崎宏編『東洋史學論集』四、不昧堂書店、一九五五）は、

戦後の階級史觀を代表する見解として擧げておかねばならない。これらはともに王直を貿易の自由を求める商人と位置づけ、官側の論理にはほとんど關心が拂われていない。これに對して佐久間重男「嘉靖海寇史考」及び同氏「王直と徐海」（同氏『日明關係史の研究』所收、吉川弘文館、一九九二）は實録や地方志に據って嘉靖海寇を通觀するが、統治者の視點に偏るあまり叙述は生彩を缺く。伊藤公夫「嘉靖海寇反亂の再檢討——王直と嘉靖三十年代前半の海寇反亂をめぐって」

(2)

『明代史研究』八、一九八〇）は「嘉靖倭寇」は王直が率いたとする籌海圖編の記事を批判的に検証し、これに否定的な見解を提示する。なお、巷間に流布する「倭寇王直」というような呼称は同時代史料には見えず、戦後の後藤肅堂による漫文に端を発するものと思われる。使用に際してはその點に十分留意する必要があるだろう。日本における「倭寇」の研究史については、橋本雄・米谷均「倭寇論のゆくえ」(桃木至朗編『海域アジア史研究入門』岩波書店、二〇〇八)が目下最新の情報を提供している。

王直の評価については、現在の中國の歴史學界でも意見は分かれるものの、八〇年代以降、王直らの商業活動を中國における資本主義の先駆けとして肯定的に評價する見解が普及している。最新の研究史として「近二十年明代海盜史研究綜述」(『歴史教學問題』二〇〇六・一一)を参照。二〇〇五年一月三十一日、黃山市歙縣柘林村の王直の墓と傳えられる墓地で、碑石二柱が損壊された。この墓は王直とゆかりの深い日本の長崎縣福江市(現五島市)の商工會議所が二〇〇一年に有志の獻金を募り、三五萬圓を黃山市に寄付する形で修築したものであった。福江市は九〇年代から「王直祭り」の開催や市内の明人堂の修築などの王直關連の事業に力を注いでおり、墓の修築も王直をきっかけとして黃山市との友好親善を深めるという意圖であった。しかし、中國では王直を日本人と手を結んで中國人民を苦しめた「漢奸」とする見解が根強く、折からの靖國參拜問題で中國の世論が反日に傾いていたこともあり、新民晚報をはじめとするメディアは中國人の民族感情を蔑ろにする日本人の挑戰的行爲と激しく反發した。破壊行爲はこうしたメディア報道に煽られる形で二人の大學教師によって行われた。二人は器物損壞の容疑で逮捕されたが、ウェブ上では彼らの行爲を愛國的義行として英雄視する聲が少なくなかったという。事件の経過は、徳植勉「王直墓石破壊事件をめぐる日中文化の相違について」(初出『アジア文化』二九、二〇〇七)、『一粒のアジア文化——アジア文化試

論』所收、日本文學館、二〇〇九)に簡単に紹介されている。墓石修築以前の福江市側の取り組みに關しては、浦藤彦・江頭直善共編『新安江——福江、中國黃山山友好親善旅日記』(昭和堂印刷、二〇〇一)を参照。

(3) 范中義・全晰綱『明代倭寇史略』(中華書局、二〇〇四)第一章によれば、正統から正徳にかけても散發的に「倭寇」は見られたが、被害は比較的輕微に止まる。

(4) 『玩鹿亭稿』卷四/東/「與沈夷齋海道」。

(5) 『籌海圖編』卷八/「嘉靖以來倭夷入寇總編年表」、及び『日本一鑑』/「窮河話海」卷六/流連。寧波事件については、山崎岳「朝貢と海禁の論理と現實——明代中期の「奸細」宋素卿を題材として」(夫馬進編『中國東アジア外交交流史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇七)を参照。

(6) 嘉靖『定海縣志』卷七/海防によれば、定海關には規定上指揮使一員と旗軍五〇名が常駐し、通行する船隻を檢問して奸細を取り締まったという。

(7) 『暨餘雜集』卷三/章疏二/「海洋賊船出沒事」。

(8) Gaspar da Cruz, *Treatise in which the things of China are related at great length*, Chap. IX, in *South China in the Sixteenth Century*, edited by C. R. Boxer, *Bibliotheca Orientalis*, ガスパー・ル・クルス著・日埜博司譯『クルス「中國誌」』:ポルトガル宣教師が見た大明帝國』第九章(講談社學術文庫、二〇〇一)。

(9) 林仁川『明末清初私人海上貿易』(華東師範大學出版社、一九八七)。

(10) 萬表の傳記は、『國朝獻徵錄』卷一〇七「都督府二/都督同知」/「榮祿大夫南京中軍都督府同知萬公表墓誌銘」、及び『龍溪王先生全集』卷二〇/狀誌表傳/「驃騎將軍南京中軍都督府都督僉事前奉敕提督漕運鎮守淮安總兵官鹿園萬公行狀」等を参照。どちらも『玩鹿亭稿』卷末に附せられる。

- (11) 黃宗義『明夷待訪錄』兵制三。
- (12) 『千頃堂書目』は、卷五／別集類に「范表前後海寇議」一卷、又海寇後編を採るが、一方で卷八／地理類下に「萬表海寇前後議」一卷も見える。『明史』卷九七／志七三／藝文二には、「范表前後海寇議三卷」とある。民國期の『玄覽堂叢書續集』は、『海寇議前』と『海寇議後』を范表、『海寇議後下』を茅坤の撰とする。ただし、『四庫全書總目提要』及び『借月山房彙鈔』は『海寇議』、『汪直傳』、『徐海本末』を分明に採る。前掲注一二に見えるように、『海寇議』前後兩編を萬表（范表）の撰とする目録は少なくないが、萬表は嘉靖三十五年に死去しており、内容からみて『海寇議後』の撰者ではありえない。前掲注一の李論文（下）によれば、「擒獲汪直」は後に嘉善縣訓導の謝顧という人物の名が冠されるようになるという。ただし同氏は、根據は不明ながら、「王直傳略」の田汝成も含め、これらの撰者名をいずれも偽託であろうと推測する。ちなみに、田汝成の文集に「王直傳略」は収録されておらず、謝顧については、『籌海圖編』卷九／大捷考／「仙居之捷」の撰者であるという以外にはほとんど手がかりがない。『後編下』に附された嘉靖四四年の袁褱の按語に、「後に總制胡公が述べる所の王直と徐海の本末云々」とあることから、胡宗憲の幕下で著されたという點は確かであろう。本稿で同書を引用する場合、李氏にならって「擒獲王直」を原題として採用する。
- (13) 『茅鹿門先生文集』卷三〇／雜著、『籌海圖編』卷九／大捷考／「紀剿除徐海本末」。
- (14) 『金聲玉振集』紀亂『海寇後編下』按語を参照。
- (15) 『海寇後編下』按語は『海寇議』の執筆を嘉靖三十三年のこととするが、記述内容や前掲注一〇の王畿『萬公行狀』などの記述から、袁褱の誤解と思われる。
- (16) 袁褱の傳記は、『列朝詩集小傳』丁集中、『堯峰文鈔』卷三五／傳二／「袁氏六俊小傳」に見えるほか、神鷹德治「袁褱の一資料」正・續（『中
- (17) 唐文學會報』二、一九九五）がある。
- (18) 筆者が参照したのは國立公文書館藏萬曆十五年序刊本を京大人文研が景照したものである。
- (19) 筆者はかつて嘉靖一八年から翌年にかけて蘇州府下の崇明島で起こった反亂が、王直が海上貿易に手を染めるようになった時期と重なることを示唆したが、彼がそれ以前に鹽商として失敗しているという以外に何の傍證もない。この推測の當否はさておいても、この時期に崇明を中心とする江南の水運業界と東南海域を結ぶ人の流れが活發化している事實は依然として注意しておく必要がある。
- (20) 朱紘の事蹟については山崎岳「巡撫朱紘の見た海——明代中期」（『東洋史研究』六二、二〇〇三）、廖大珂「朱紘事件與海上貿易體系的形成」（『文史哲』二〇〇九）を参照。
- (21) 『國朝獻徵錄』卷六二／都察院九／巡撫三／「都察院右副都御史秋崖朱紘壻志」。
- (22) 『璧餘雜集』卷首／玉音。
- (23) 『弇州山人續稿』卷一四九／文部／像贊。
- (24) 『皇明馭倭錄』卷五。
- (25) 『四庫全書總目提要』史部一〇／雜史類存目二／馭倭錄。
- (26) 『明史』卷二〇五／列傳九三。
- (27) 『皇明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／「條處海防事宜仰祈速賜施行疏」。
- (28) 『日本一鑑』／「窮河話海」卷六／流通。
- (29) 『松窗夢語』卷三／東倭記、『萬曆野獲編』卷二／戶部／海上市舶司、『明世宗實錄』卷三六三／嘉靖二十九年七月壬子。
- (30) 朱紘の政策は、社會經濟史的な觀點からは一般に否定的な評價を受けることが多い。しかし、陳學文「朱紘抗倭衛國的歷史功績」（『福建論壇』一九八三上）、前掲注三范中義書、王日根「明清海疆政策與中國社會發展」第一章（福建人民出版社、二〇〇六）等、軍事政策史上の
- (31)

- 觀點から肯定的な態度をとる研究者も少なくない。

(32) 陳思盼はしばしば陳思盼と表記されるが、これは盼と盼とが草書體では判別しがたいことに由來する誤記であろう。『日本一鑑』では陳思泮とすることから、本稿では普通の「盼」を採用した。また、彼の出身について『海寇議』は福建と記すが、『籌海圖編』卷五／浙江倭變記、嘉靖『寧波府志』卷三二／海防書は廣東とする。

(33) 『日本一鑑』／『窮河話海』卷六／海市・流連。

(34) 丁湛の傳記は、『掖垣人鑑』卷二三／嘉靖六科之籍、『皇明書』卷二六／名臣下にある。

(35) 『日本一鑑』／『窮河話海』卷六／海市・流連。

(36) 『鹽邑志林』卷四八／『采常古倭變事略』附錄。

(37) 『明世宗實錄』卷三八八／嘉靖三一年八月辛亥。

(38) 『明世宗實錄』卷五四／嘉靖四年八月甲辰。

(39) 前掲注三四の丁湛の傳記を參照。

(40) 『方山薛先生全集』卷二〇／序／「送丁兵憲序」。

(41) 前掲注一〇『萬公行狀』。

(42) 『明世宗實錄』卷三八七／嘉靖三一年七月壬寅。

(43) 『皇明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／「條處海防事宜仰祈速賜施行疏」。

(44) 『皇明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／「條處海防事宜仰祈速賜施行疏」。

(45) 『明世宗實錄』卷三八四／嘉靖三一年四月丙子。

(46) 『籌海圖編』卷五／浙江倭變記。

(47) 『籌海圖編』卷八／寇踪分合始末圖譜。

(48) 『籌海圖編』卷一〇／遇難殉節考。

(49) 操江亭は地方志にも記事がないが、嘉靖『寧波府志』卷頭の定海縣治圖を見ると、縣城の「南東門」の脇に操江亭の文字が見える。南東門は嘉靖『定海縣志』では「南薰門」と見え、定海關がここに所在したことから、操江亭も定海關の一施設と推定される。

(50) 萬曆『大明會典』卷六一／禮部一九／冠服二／文武官冠服／公服。

(51) 萬曆『大明會典』卷一四〇／兵部二三／車駕清吏司／鹵簿／大駕鹵簿・丹陛駕・太皇太后鹵簿によれば、皇帝の儀仗は大駕の際には黃羅直柄繡傘・黃羅曲柄繡傘・黃羅銷金傘・黃油絹銷金雨傘・黃羅銷金九龍傘・黃羅曲柄繡九龍傘を用い、通常は黃華傘・黃曲柄傘を用いた。太皇太后・皇太后・皇后は黃銷金傘・黃繡曲柄傘を用いた。會典の規定上、皇太子の儀仗には、黃色の傘は使用を許されていない。

(52) 『籌海圖編』卷五／浙江倭變記。

(53) 嘉靖『寧波府志』卷二三／書／海防書。

(54) 『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直。

(55) 『鹽邑志林』卷四八／『采常古倭變事略』附錄。

(56) 『日本一鑑』／『窮河話海』卷六／流連。

(57) 『甓餘雜集』卷二／章疏／「捷報擒斬元兇蕩平巢穴以靖海道事」。

(58) 『鹽邑志林』卷四八／『采常古倭變事略』附錄。

(59) 『日本一鑑』／『窮河話海』卷七／奉貢・卷八／評議。

(60) 前掲注一〇『萬公行狀』。

(61) 王世貞『弇州山人四部稿』卷八〇／文部／志／「倭志」。

(62) 中國社會における「任俠」の存在は、魅力的かつ重要なテーマである。ここでは中國古代國家に任俠という習俗を基層とした社會的結合關係を認める増淵龍夫『中國古代の社會と國家——秦漢帝國成立過程の社會史的研究』（初版：弘文堂、一九六〇／新版：岩波書店、一九九六）を社會學のアプローチの古典として挙げておきたい。

(63) 當時の盜賊の實態については、長江河口部の無賴社會を扱った山崎岳「江海の賊から蘇松の寇へ——ある「嘉靖倭寇前史」によせて」（『東方學報』八一、二〇〇七）を參照。

(64) 前掲注一伊藤論文參照。

(65) 『芝園定集』卷三九／碑文／「招寶山重建寧波府知府鳳峯沈公祠碑」。

- (66) 『籌海圖編』卷九／大捷考／「擒獲王直」。
- (67) 『日本一鑑』／「窮河話海」卷六／流通。
- (68) 前掲注一伊藤論文を参照。
- (69) 『正氣堂集』卷末／「征蠻將軍都督盧江愈公功行紀」。
- (70) 『鄭開陽雜著』卷二／「論福蒼船之弊」。
- (71) 『甓餘雜集』卷三／章疏二／「海洋賊船出沒事」。
- (72) 『正氣堂集』卷五／揭／呈浙福軍門思質王公揭／「議以福建樓船擊倭」。
- (73) 反海禁闘争については、前掲注一片山論文、及び戴裔煊『明代嘉隆間の倭寇海盜與中國資本主義的萌芽』（中國社會科學出版社一九八二）、林仁川『明末清初私人海上貿易』（華東師範大學出版社一九八七）等を参照。
- (74) 『正氣堂集』卷五／揭／呈浙福軍門思質王公揭／「議王直不可招」。
- (75) 徐海については、李獻璋「嘉靖海寇徐海行蹟考」（『東洋史論叢』石田

- (76) 博士頌壽記念』所收、石田博士古希記念事業會、一九六五）を参照。
- (77) 『日本一鑑』／「窮河話海」卷八／流通。
- (78) たとえば前掲注一及び注七五の李獻璋論文は、標題から「舶主王直行蹟考」と「嘉靖海寇徐海行蹟考」と使い分け、兩者の性質を異なるものと措定する。
- 附記…本稿は文部科學省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本傳統文化の形成」による研究成果の一部である。平成二〇年九月、筆者は五島列島で一六世紀の海上交通に關する史跡調査を行う機會を得た。福江町では的野圭志氏に唐人町周邊の史跡をご案内頂き、新上五島町では湯川伸吉氏に當地の關連出版物を提供頂いた。記して感謝を申し上げます。